



鳥取県公報

平成13年 9月14日(金)
号外第99号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(60)(水産課).....	1
告 示	鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部改正(536)(水産課).....	2

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

- 一の沿岸漁業者等に係る貸付金の合計額の限度額を、5,000万円(現行 2,800万円)に改めることとした。(第4条関係)
- 生活合理化設備資金のうちごみ消却設備の設置に必要な資材の購入に必要な資金に係る貸付けを廃止することとした。(別表第1関係)
- 住居利用方式改善資金の貸付限度額を150万円(現行 80万円)に、償還期間を7年(現行 5年以内)に改めることとした。(別表第1関係)
- 施行期日等
 - (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 9月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第60号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和55年鳥取県規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「削除別表細目」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
(貸付金の種類、貸付限度額等) 第4条 略 2 一の沿岸漁業従事者等に係る貸付金の合計額の限度は、 <u>5,000万円</u> とする。ただし、特別の理由がある場合において知事が承認したときは、その承認した額とする。				(貸付金の種類、貸付限度額等) 第4条 略 2 一の沿岸漁業従事者等に係る貸付金の合計額の限度は、 <u>2,800万円</u> とする。ただし、特別の理由がある場合において知事が承認したときは、その承認した額とする。			
別表第1(第4条関係)				別表第1(第4条関係)			
種 類	貸付限度額	償還期間 (据置期間を含む。)	据置期間	種 類	貸付限度額	償還期間 (据置期間を含む。)	据置期間
1 略	略	略	略	1 略	略	略	略
2 生活改善資金				2 生活改善資金			
(1) 生活合理化設備資金	略	略		(1) 生活合理化設備資金	略	略	
生活の合理化に資する設備又は装置で、次に掲げるものの設置に必要な資材の購入に必要な資金				生活の合理化に資する設備又は装置で、次に掲げるものの設置に必要な資材の購入に必要な資金			
ア~ウ 略	略	略		ア~ウ 略	略	略	
(2) 住居利用方式改善資金	<u>150万円</u>	<u>7年以内</u>		エ ゴミ消却設備	<u>8万円</u>	<u>2年以内</u>	
家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行う居室の独立、台所の改善その他住居の利用方式の改善に必要な資金				(2) 住居利用方式改善資金	<u>80万円</u>	<u>5年以内</u>	
(3) 略	略	略		家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行う居室の独立、台所の改善その他住居の利用方式の改善に必要な資金			
(3) 略	略	略		(3) 略	略	略	
3 略	略	略	略	3 略	略	略	略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の前日にこの規則による改正前の鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第536号

昭和55年鳥取県告示第60号(鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準について)の一部を次のように改正する。

改正後の鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準第1の表燃料油消費節減機器等設置資金の項の規定は、平成13年12月以後に貸付けの決定がされる燃料油消費節減機器等設置資金について適用し、同年9月までに貸付けの決定がされた燃料油消費節減機器等設置資金については、なお従前の例による。

平成13年9月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合は、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前						
第 1 経営等改善資金					第 1 経営等改善資金						
種 類	貸付対象	貸付限度額	貸付けの相手方	貸付申請の時期	貸付決定の時期	種 類	貸付対象	貸付限度額	貸付けの相手方	貸付申請の時期	貸付決定の時期
略				略	略	略				略	略
燃料油消費 節減機器等 設置資金	次に掲げる機 器等で知事が 別に定める基 準に適合する ものの設置に 必要な資金 1 漁船用環 境高度対応 機関 2 略	漁船用環境高 度対応機関を設 置する場合にあ っては1台につき 1,200万円、定 速装置を設置す る場合にあって は1台につき 120万円	沿岸漁業（総 トン数10トン 以上20トン未 満の動力漁船 （とう載漁船 を除く。）を 使用して行う ものを除く。 以下この表及 び第3の表に おいて同じ。） を営む個人、 沿岸漁業に従 事する者の組 織する団体及 び沿岸漁業を 営む会社（そ の常時使用する 従業者の数が 20人以下であ るものに限る。）	略	略	燃料油消費 節減機器等 設置資金	次に掲げる機 器等で知事が 別に定める基 準に適合する ものの設置に 必要な資金 1 漁船用工 ネルギー環 境対応機関 2 略 3 潤滑油性 状維持装置	漁船用工ネル ギー環境対応機 関を設置する場 合にあっては1 台につき1,200 万円、定速装置 を設置する場合 にあっては1台 につき120万円 、潤滑油性状維 持装置を設置す る場合にあって は1台につき10 万円	沿岸漁業を営 む個人、沿岸 漁業に従事す る者の組織す る団体及び沿 岸漁業を営む 会社（その常 時使用する従 業者の数が20 人以下である ものに限る。）	略	略
略						略					
救命消防設 備購入資金	次に掲げる機 器等で知事が 別に定める基 準に適合する ものの購入に 必要な資金 1～5 略 6 イーパブ 7 レーダー トランスポン ダ	膨張式救命い かだを購入する 場合にあっては 50万円、救命胴 衣、救命浮環、 救命浮輪、信号 紅炎又は消火器 を購入する場合 にあっては10万 円、イーパブを 購入する場合に あっては60万円、 レーダートラン スポンダを購入 する場合にあって は65万円	膨張式救命い かだを購入する 場合にあっては 50万円、救命胴 衣、救命浮環、 救命浮輪、信号 紅炎、消火器又 はエンジン自動 停止装置を購入 する場合にあって は10万円、イー パブを購入する 場合にあっては 60万円、レーダ ートランスポンダ を購入する場合 にあっては65万 円			救命消防設 備購入資金	次に掲げる機 器等で知事が 別に定める基 準に適合する ものの購入に 必要な資金 1～5 略 6 エンジン 自動停止装 置 7 イーパブ 8 レーダー トランスポン ダ	膨張式救命い かだを購入する 場合にあっては 50万円、救命胴 衣、救命浮環、 救命浮輪、信号 紅炎、消火器又 はエンジン自動 停止装置を購入 する場合にあって は10万円、イー パブを購入する 場合にあっては 60万円、レーダ ートランスポンダ を購入する場合 にあっては65万 円			
略						略					
漁船衝突防 止機器等購 入等資金	次に掲げる機 器等で知事が 別に定める基 準に適合する ものの購入又 は設置に必要 な資金 1及び2 略	レーダー反射 器又は無線電話 を購入し、又は 設置する場合に あっては、40万 円				漁船衝突防 止機器等購 入等資金	次に掲げる機 器等で知事が 別に定める基 準に適合する ものの購入又 は設置に必要 な資金 1及び2 略 3 音響信号 設備				
略						略					

第3 青年漁業者等養成確保資金					第3 青年漁業者等養成確保資金				
種 類	貸 付 対 象	貸 付 け の 相 手 方	貸付申請の時期	貸付決定の時期	種 類	貸 付 対 象	貸 付 け の 相 手 方	貸付申請の時期	貸付決定の時期
研修教育資金	略	青年漁業者（現に沿岸漁業に従事し、又は近く沿岸漁業に従事することが確実であり、かつ、沿岸漁業の経営を行い、又は将来沿岸漁業の経営を行おうとする者のうち、おおむね18歳以上40歳未満の者をいう。以下同じ。）漁業労働に従事する者（現に漁業労働に従事し、又は近く漁業労働に従事することが確実な者のうち、おおむね20歳以上50歳未満の者をいう。以下同じ。）漁業労働に従事する者その他知事が別に定める者	略	略	研修教育資金	略	青年漁業者（おおむね18歳以上40歳未満の者に限る。以下同じ。）漁業労働に従事する者（おおむね20歳以上50歳未満の者に限る。）漁業労働に従事する者を使用して沿岸漁業を経営する者その他知事が別に定める者	略	略
高度経営技術習得資金	略	青年漁業者又は青年漁業者の組織する団体（その構成員の過半数が青年漁業者であるものに限る。）			高度経営技術習得資金	略	青年漁業者又は青年漁業者の組織する団体（その構成員の過半数が青年漁業者であるものに限る。）		
漁業経営開始資金	略	青年漁業者若しくは漁業労働に従事する者のうち現に漁業労働に従事している者（以下「青年漁業者等」という。）又は青年漁業者等の組織する団体（その構成員の過半数が青年漁業者等であるものに限る。）			漁業経営開始資金	略			